

策定にあたり

わが国における、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、平成15年7月「次世代育成支援対策推進法」を制定し、平成17年度から10年間の集中的・計画的な取組みとして全国の地方公共団体と、事業者等に「次世代育成支援行動計画」の策定を義務づけました。

少子化の進行は子ども達の健全育成や、地域活力の低下等の社会的影響だけでなく、将来における年金や医療・介護等の社会保障制度の維持にも深刻な影響が懸念されることから、少子化の流れを変えるための総合的な対策が必要とされました。

これを受けて平成16年度、合併前の旧市町村において前期行動計画(期間：平成17～21年度)が策定され、次代を担う子ども達が健やかに生まれ育てられる環境整備の促進を図るための施策を展開してきたところであります。

こうした市の現状や社会環境の変化、国の動向を踏まえ、一層の子育て支援を推進するため、これまで取り組んできた前期行動計画の見直しを行い、平成22年度を始期とした「村上市次世代育成支援行動計画(後期計画)」を策定いたしました。

今後、子ども達の健やかな育ち、親自身の育ちを支援し、計画の推進に努めてまいりたいと存じます。

最後に、本計画の策定にあたり、ニーズ調査にご協力いただきました市民の皆様並びに、熱心なご審議を賜りました村上市次世代育成支援行動計画策定委員会委員の皆様にご心から感謝を申し上げあいさつとさせていただきます。

平成22年3月

村上市長 大 滝 平 正